

○議長（茅沼隆文）

続いて、日程第４ 議案第５２号 平成３０年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。予算書の説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

議案第５２号 平成３０年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）。

平成３０年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６３５万９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１億３千９１９万２千円とする。

第２項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成３０年１２月４日提出、開成町長、府川裕一。

次のページを御覧ください。第１表 歳入歳出予算補正、歳入につきましては、３款国庫支出金から、７款繰入金、３ページを御覧いただきまして、歳出につきましては、１款総務費から７款予備費までで、補正額は歳入歳出とも、６３５万９千円の増額、合計は歳入歳出とも、１１億３千９１９万２千円となります。

それでは、詳細を御説明いたします。１０ページ、１１ページを御覧ください。２、歳入、３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費負担金、説明欄にいきまして、現年度分介護給付費負担金でございますが、こちらは歳出側で、介護予防住宅改修費、給付事業費及び高額医療合算介護サービス給付事業費、この二つを増額補正することに伴い、法定分の国庫負担金を増額するものでございます。

次の２項国庫補助金、２目地域支援事業費交付金、介護予防・日常生活支援総合事業ですが、こちらは同様に歳出側で、介護予防生活支援サービス事業費、これを増額補正することに伴い、法定分の国庫補助金を増額するものでございます。

次の４目介護保険事業費補助金は、介護保険法の一部改正に伴いまして、町村情報システム改修事業を実施することにかかります国庫補助金でございます。

次の４款支払基金交付金、１項支払基金交付金、１目介護給付費交付金、説明欄の現年度分介護給付費交付金、及び２目地域支援事業費支援交付金、現年度分地域支援事業費支援交付金も、さきの国庫支出金同様、歳出側の保険給付費等の増に伴う、法定分の増額補正となります。

次の５款県支出金、１項県負担金、１目介護給付費負担金、現年度分、介護給付費負担金、及び２目の地域支援事業費交付金、介護予防日常生活支援総合事業、こちらも国庫支出金、支払基金交付金と同様、歳出側の保険給付費等の増に伴う増額補正となります。

次の７款繰入金、１項一般会計繰入金、１目介護給付費繰入金、現年度分介護給付

費繰入金ですが、こちらも歳出側の保険給付費の増に伴いまして、法定分の町繰入金を増額補正するものでございます。

2目その他一般会計繰入金は、職員給与費及び要介護認定等の事務費の増に伴う増額補正となります。

3目地域支援事業費繰入金、介護予防日常生活支援総合事業、こちらも歳出側の介護予防生活支援サービス事業費を増額補正することに伴いまして、法定分の町繰入金を増額補正するものとなります。

次のページを御覧ください。歳出でございます。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、こちらは給与費の増額と介護保険法改正による町村情報システム等の改修に伴う負担金の増額補正でございます。

次に、2款保険給付費です。2項介護予防サービス等諸費、6目介護予防住宅改修費、説明欄、介護予防住宅改修費給付金でございます。こちらは介護予防に係るトイレや手すり等の住宅改修の給付となりますけれども、当初見込みよりも給付件数が増加したことから、今後の給付状況を精査し増額補正を行うものでございます。

次の6項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費、説明欄、高額医療合算サービス介護サービス給付金です。こちらは医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に給付されるものでございますが、こちらも当初見込みより給付が増額になったことにより、今後の給付状況を精査し、増額補正を行うものでございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防日常生活支援総合事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費は、いわゆる総合事業の事業費と利用者の介護予防ケアマネジメント費にかかる負担金でございますが、こちらも利用者の見込みが当初より増となったことによる増額補正となります。

次の一般介護予防事業費は給与費の増額でございます。

次のページを御覧ください。

7款予備費、1項予備費、1目予備費は、歳入歳出の差分を予備費で調整をするものでございます。御説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田でございます。ページ、12、13ページ、介護予防住宅改修費ということで91万3千円の内容についてでございますが、トイレ等の改修というような御説明があったのですけれども、この内容について、もう少し詳しくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。こちらは介護予防に係る改修ということになりますが、例えば、

和式のトイレを洋式に変える。あるいは手すりを設置する。あるいは玄関口等にも手すりを設置する等の改修に係る経費となります。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○４番（前田せつよ）

４番、前田でございます。改修の種類のなものは、今、お伺いしたわけですが、対象の件数ということも見込まれてのことでございますか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。御承知のように、当初予算のときには、前年度まで実績等を勘案しまして、予算計上するわけでございますが、実質ですね。給付状況というのは、年々変わってくる状況でございます。給付状況二つ側面がございます、一つが、給付の額、もう一件が件数、必ずしも給付の額と件数が一致するということはありません。といいますのは、限度額いっぱい使われるかどうか、そこまでいかないということがありますので、単に件数が増えるので、給付が増えるということとはならないという状況にあります。従いまして、その年度ごとに、かなり給付の状況が変わってくるということもございます。今の住宅改修につきましても、この数年、かなり伸びてきている状況がございますので、当初予算では、前年度より増加して要求はしておりますが、見込みよりもかなり上がってきているという状況にあります。この住宅改修、実は９月にも１回補正をしております、そのときの状況よりもかなり上がっているという状況がありました。９月のときには、これまでも、今、二つの側面と説明しましたが、これまでの実績から、大体平均をとって、今後、これぐらいあるだろうということに、件数にその平均額を掛けて要求をしてきたところでございますが、なかなかそこまで追いつかないという状況にございましたので、今回につきましては、この改修の限度額が１８万円、要は１割負担ですから、最大２０万円の掛ける９掛けということになるわけですが、その災害の１８万円に、今後の見込みであろうという５件分を掛けまして、今回の要求をさせていただいたと、そういう状況になっています。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

６番、菊川議員。

○６番（菊川敬人）

６番、菊川です。同じく１３ページのところで、高額医療に関するところなのですが、給付金が上がってきているということで、先ほどの課長の説明で、二つの側面があるということですが、この辺のところは、給付額が高騰しているから、給付

金そのものが増えるという見方のほうが正しいのでしょうか。件数のほうが増えているということなののでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。高額医療合算につきましては、単純に給付ということではなくて、介護給付と、それから医療給付、こちらのほうを、両方の側面を見なければいけませんので、単純にこちらの給付金額ということではなくて、恐らく件数が増えてきているのであろうというふうには判断しております。

○議長（茅沼隆文）

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、質疑を終了して、討論行いますが、討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第52号 平成30年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。